

第6章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	1
第1節	総則.....	1
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の当市の活動体制.....	3
第3節	南海トラフ臨時情報発表時の情報収集伝達計画	4
第4節	広報計画	4
第5節	災害応急対策をとるべき期間.....	5
第6節	避難対策等.....	6
第7節	住民の防災対応	10
第8節	防災関係機関のとるべき措置.....	11
第9節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	12

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に取りべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震臨時情報について

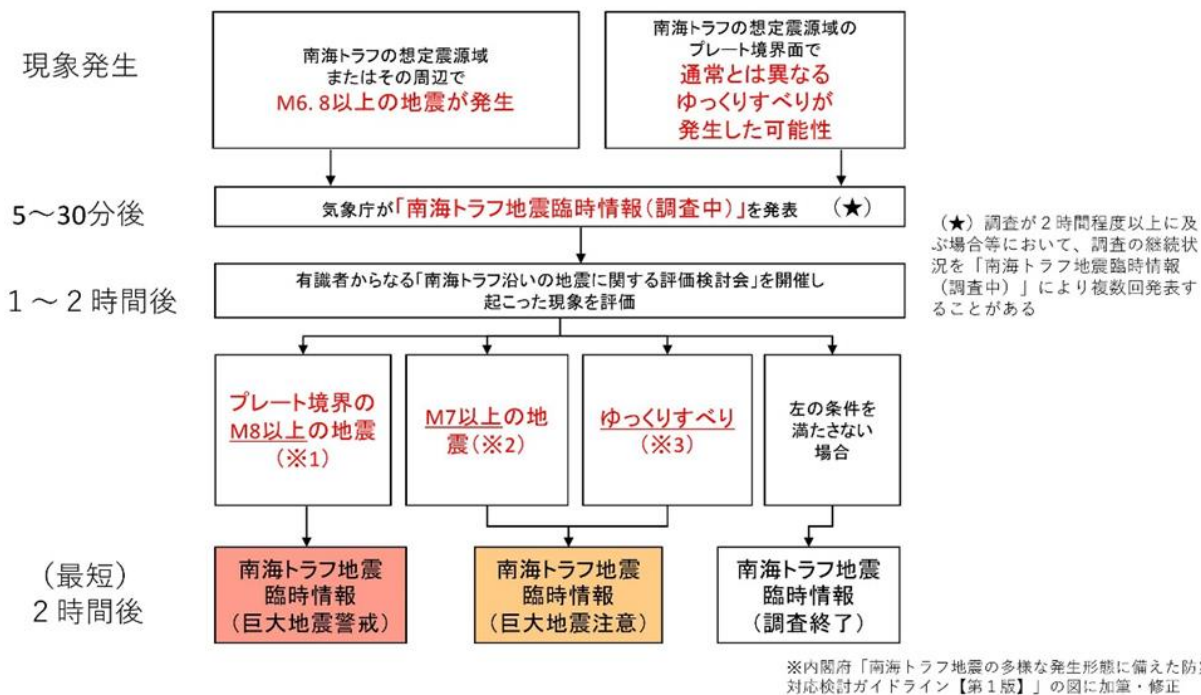
警戒宣言が発せられる前において東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連開設情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 南海トラフ地震臨時情報の種類



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第3 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、駒ヶ根市地域防災計画「震災対策編第3章第2節第5 配備態勢の基準」に定めるところにより配備態勢をとり次の業務を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- 2 住民等に密接に関係のある事項の広報

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、駒ヶ根市地域防災計画「震災対策編第3章第2節第5 配備態勢の基準」に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- 3 後発地震に対して注意する措置の実施

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- 3 後発地震に対して注意する措置の実施
- 4 市内における災害応急対策に係る措置の実施

第3節 南海トラフ臨時情報発表時の情報収集伝達計画

震災対策編 第5章第3節に同じ

第4節 広報計画

南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民をはじめ区、自主防災組織等が的確な防災対策を行うために必要な広報を行う。

第1 実施責任者

総務対策部企画振興班長は、南海トラフ地震臨時情報の伝達を受けたときは、広報手段の特性に応じ、広報文等の内容を検討し、的確な広報活動を実施する。

第2 活動の内容

1 広報内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
 - イ 住民等に密接に関係のある事項
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

2 広報手段

防災無線、音声告知放送、広報車、ホームページ、メール、ケーブルテレビ、ソーシャルメディア等を用いるほか、消防団等関係機関や状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報する。

3 広報手段

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

4 報道機関との応援協力関係

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、県は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけることとなっている。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、避難に伴う混乱、事故等を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

第2 避難勧告・指示及び誘導

市長は、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難勧告又は指示（緊急）を行い、また地震災害による危険を防止するために必要と認める地域について警戒区域の設定を行う。

1 避難対象地区

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発令時に避難勧告又は指示（緊急）の対象となる区域（以下「避難対象地区」という。）は、地震が発生すると同時又は発生後時間をおかないで大被害が予想される地域で、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (1) 土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域
- (2) 崩壊の危険があるため池等の下流地区
- (3) その他市長が危険と認める地域

2 避難と指示の基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた時、市長は、避難対象地区には「勧告」として出すことを原則とし、災害発生の時間的切迫や避難の状況に応じて「指示」に変更する。また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

3 勧告・指示の伝達方法

(1) 事前対策

避難対象地区の市民等に広報車、防災無線、音声告知放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発令時

避難勧告又は指示（緊急）の伝達は、原則として区又は自主防災組織を通じて行うが、広報車、防災行政無線、音声告知放送、ホームページ、登録メール、ソーシャルメディア等の手段を活用しても行う。このとき必要に応じて警察官、消防団員等にも協力を要請する。

4 勧告・指示の内容

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難勧告又は指示（緊急）を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の勧告・指示を行う。

- (1) 防災用具、非常持出品及び食料品の準備
- (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (3) 避難所の点検及び受入れ準備
- (4) 受入れ者の安全管理
- (5) 負傷者の救護準備
- (6) 要配慮者の避難救護

5 市民の避難体制等

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

第3 警戒区域の設定

1 設定予定地域

警戒区域の設定予定地域は、避難対象地域のうち、特に危険が大きく、市民の生命又は身体を守るために市民の避難意思の有無にかかわらず、全員退去及び立入禁止の措置を必要とする区域を定める。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定に伴う退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員・消防団員が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官に協力を要請し、できる限り防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

第4 避難の方法

1 集団避難

避難は区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。また、災害時安否確認マニュアル（平成25年度作成）により、一次避難所へ集合し安否確認を行い、必要に応じ二次避難所へ速やかに避難を行う。

2 開始時期

避難の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 避難対象地域にあつては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発令後直ちに行う。
- (2) 避難対象地域以外の警戒区域は、避難勧告・指示（緊急）後直ちに行う。
- (3) 避難対象地域以外の地区は、居住する建物の耐震性、地盤などの状況に応じて、自主的に判断して避難する。

3 車両による避難

- (1) 県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、駒ヶ根警察署と調整しておく。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

4 屋内避難

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の市民のうち、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 市は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

5 避難所が不足する場合の対応

- (1) 避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うとともに、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。
- (2) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などさまざまな手段の検討

を行う。

- (3) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (4) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第5 避難活動

1 県への報告

避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握し報告する。

2 避難所の運営

避難所の設置及び運営については、次により行う。

- (1) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達方法・備蓄等について定めておく。また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。
- (2) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告又は指示（緊急）を受けた者、帰宅できない観光客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
- (3) 避難所は、計画に基づく危険のない場所とする。
- (4) 避難所の設置期間は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う指定避難所が設置されるまでの間とする。
- (5) 避難所の設置は、市の指示によるものとし、運営は自主防災組織が自主運営に努める。

3 要配慮者関連施設における避難対策

- (1) 市長は、避難対象地区内の要配慮者関連施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 要配慮者関連施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記の事項について定めておく。
 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等

ウ 利用者等の態様に応じた避難先

4 市民が実施する計画

市民及び自主防災組織は避難及び避難所の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、市民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

市民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて市民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- 3 市民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

- 4 市民及び観光客は、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。また、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 防災関係機関のとりべき措置

震災対策編 第5章第10節に同じ

第9節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

南海トラフ臨時情報が発表された場合、市民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、市民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市は南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、市民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報

を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 留意事項

市は、先述の教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

- (1) ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- (2) 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
- (3) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。